

川越市告示第 4 5 9 号

次の表に掲げる施設等について、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 8 条の 6 第 1 項の規定による第 3 0 条の 1 1 第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 5 8 条の 1 1 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

川越市長 森田 初恵

施設等の種類として、認可外保育施設に該当する施設等

提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	確認の辞退年月日	施設等の種類
埼玉ヤクルト 販売株式会社	埼玉ヤクルト保育園 みるみる保育ルーム	川越市大字藤間 169 番地 6	令和 8 年 5 月 30 日	認可外保育施設